

石建設第567号
平成26年3月20日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向田直範 様

石狩市長 田岡克介

違反建築物の指導等に係る課税資料の目的外利用について（諮問）

建築基準法は国民の生命、健康及び財産の保護のために建築物の敷地、構造、設備及び最低の基準を定めたものです。この法律に違反する者がいた場合、特定行政庁は指導することとなりますが、速やかにその所有者を特定するためには課税情報が不可欠となります。

また、建設指導課では請求があった場合、確認済証・検査済証証明書を交付しています。しかし、請求者の持つ情報だけでは該当する確認申請を特定することが出来ないことがあり、交付する際には建設時の住所、氏名等の課税情報が必要となります。

これらのことから石狩市個人情報保護条例第10条第5号の適用についてご審議していただきたく、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第1項第2号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

事務の名称	所管課	利用する主な項目	利用先	内容・理由
固定資産の評価及び賦課事務	税務課	建築物の構造及び規模、所有者の住所、氏名及び連絡先	建設指導課	交付請求のあった建築物及び違反建築物に関する情報を収集する。

以上

平成26年3月20日

石狩市長 田岡克介様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範

平成26年3月20日付石建設第567号をもって諮問のありました、違反建築物の指導等に係る課税資料の目的外利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。